

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1358

目 次 ページ

告 示

○危険薬物の指定……………(医務薬務課) 1

告 示

北海道告示第168号

北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第1項の規定により、次のとおり危険薬物を指定し、平成28年3月10日から施行する。

平成28年3月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

危険薬物として指定する物

- 1 2-〔ビス（4-フルオロフェニル）メチル〕スルフィニル〕アセトアミド及びその塩類
- 2 2-（4-フルオロフェニル）-3-メチルモルフォリン及びその塩類
- 3 (E)-メチル=2-〔(2S, 3S, 12bS)-3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ〔2, 3-a〕キノリジン-2-イル〕-3-メトキシアクリラート及びその塩類
- 4 (E)-メチル=2-〔(2S, 3S, 7aS, 12bS)-3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b-オクタヒドロインドロ〔2, 3-a〕キノリジン-2-イル〕-3-メトキシアクリラート及びその塩類
- 5 N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1-〔(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル〕-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類
- 6 1から5までに掲げる物のいずれかを含有する物。ただし、ミトラガイナ スペシオーサ（ミトラガイナ属に属する他の種との交雑種を含み、直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。